



2744

(地I 171)

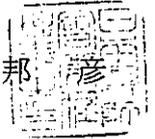
平成23年2月4日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦



国土交通省「住宅・建築物耐震化緊急支援事業」の第3回募集について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省「住宅・建築物耐震化緊急支援事業」につきましては、第1回募集を平成22年12月2日付（地I137）文書により、第2回募集を平成23年1月6日付（地I153）文書により、情報提供をいたしました。

今般、同省におきまして、第3回募集を開始したとのことですので、改めてご連絡いたします。本事業の案内、手続きマニュアルや応募申請書様式等は、第1回及び第2回募集時と同様に、同省「住宅・建築物耐震化緊急支援事業実施支援室」ホームページ（<http://www.taishinka-shien.jp/>）に掲載されております。

本事業は本年度限りのもので、国が直接に耐震診断（1棟あたり200万円が上限）及び耐震改修（1/6以内）を支援するものであること、厚生労働省の補助制度との併用は認められず、また、地方公共団体において補助制度が整備されている場合は採択できないこと等、第1回及び第2回募集時からの変更は特にないとのことです。また、応募申請の受付期間は、平成23年2月1日から23年2月28日（必着）までとされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、関係医療機関への周知方につきご高配のほどよろしくお願いいたします。

なお、第2回募集終了時までの応募状況ですが、病院・診療所は耐震診断が114棟、耐震改修が17棟、福祉施設（保育園を除く）は耐震診断が65棟、耐震改修が13棟であることを参考までに申し添えます。

住宅・建築物耐震化緊急支援事業の第3回募集の開始について

平成23年2月1日

この度、住宅・建築物耐震化緊急支援事業の第3回募集を、本日2月1日(火)より開始することとしましたので、お知らせします。

本事業は、緊急に耐震化が必要な建築物等について、耐震化の促進及び、経済対策として関連投資の活性化を図るため、建築物の所有者が実施する耐震診断等に対して、国が事業に要する費用の一部を助成するものです。

これまでの応募状況を踏まえ、今回第3回募集をすることといたしました。応募期間は2月1日(火)から2月28日(月)までとなります。

なお、手続きや提出書類の詳細は、住宅・建築物耐震化緊急支援事業実施支援室のホームページに掲載いたします。

1) 募集する事業の種類

- [1]耐震診断支援
- [2]耐震改修支援

2) 対象となる住宅・建築物

- [1]耐震診断支援
 - ・緊急に耐震化が必要な建築物※、分譲マンション
- [2]耐震改修支援
 - ・緊急に耐震化が必要な建築物※

※緊急に耐震化が必要な建築物：緊急輸送道路沿道建築物、避難路沿道等建築物、災害時要援護者関連建築物（保育所、学校、老人ホーム、病院等）

3) 補助額

- [1]耐震診断支援
耐震診断に要する費用の額（ただし、1棟当たり200万円が上限）
- [2]耐震改修支援
耐震改修に要する費用の1/6以内の額（ただし、47,300円/㎡が上限）

4) 応募の期間

平成23年2月1日(火)から平成23年2月28日(月)まで（必着）

応募に関する問合せ先・応募書類の入手先・提出先

住宅・建築物耐震化緊急支援事業実施支援室

TEL：03-6214-5794

受付：月～金曜日（祝日を除く）

9：30～17：00

支援室ホームページ：<http://www.taishinka-shien.jp/>

お問い合わせ先

国土交通省住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室

TEL：(03)5253-8111（内線39663,39677,39674）